

# 民事再生手続開始の申立てに関するご説明

平成28年7月15日

申立人（再生債務者） 公益財団法人山梨県林業公社

申立人代理人

弁護士 野間 自子

弁護士 野田 陽一

弁護士 金井 俊樹

申立日 平成28年7月15日午前10時

事件番号 甲府地方裁判所平成28年（再）第1号 再生手続開始申立事件

開始決定予定日 平成28年7月22日

監督委員 石川善一 弁護士

## 申立ての概要

### 1 平成28年3月期まで運営していた主な事業

#### (1) 分収林事業

##### ア 分収造林事業

土地所有者から地上権の設定を受けた土地上に申立人の経費負担で樹木を植栽・保育し、造林木の販売収益を申立人と土地所有者の間で分配する事業

##### イ 分収育林事業

土地所有者から地上権の設定を受けた土地上に生立する育成途上の樹木を保育し、育林木の販売収益を契約当事者間で分配する事業（申立人と土地所有者が契

約当事者となる二者分収育林と、申立人、土地所有者及び育林費負担者が契約当事者となる三者分収育林とがある。)

(2) 林業労働センター事業

県から「林業労働力確保支援センター」の指定を受け、林業事業体の事業の合理化及び雇用管理の改善、並びに就業支援等により林業労働力の確保を図る事業（平成28年3月31日をもって事業廃止）

(3) 管理受託事業

県からの委託を受けて、申立人の有する技術力や人的資源を活用して県内の施設の管理等を行う事業（平成26年3月31日をもって事業終了）

## 2 沿革

昭和40年9月	山梨県の全額出捐により、財団法人として設立 同年より分収造林事業を開始
昭和60年3月	森林整備法人認可
昭和61年4月	三者分収育林事業及び管理受託事業を開始
平成9年4月	二者分収育林事業を開始 県から林業労働力確保支援センターの指定を受け、山梨県 林業労働センターの運営を開始
平成11年4月	三者育林事業の新規契約を中止
平成12年4月	二者育林事業の新規契約を中止
平成14年4月	分収造林事業の新規契約を中止
平成23年12月	県が、平成29年3月を目途とした公社の廃止及び県への 分収林事業の移管等を内容とする「財団法人山梨県林業公 社改革プラン」（以下「改革プラン」）を策定
平成24年3月	改革プランを受け、「財団法人山梨県林業公社改革推進計 画」を策定

平成24年4月	改革プランに基づき、県と連携し土地所有者との契約変更の締結等の取組を開始
平成25年6月	公益財団法人認定（同年7月1日に公益財団法人へ移行登記）
平成26年3月	管理受託事業を終了
平成28年3月	林業労働センター事業を廃止

4 理事長 荒井洋幸

5 主たる事務所 山梨県甲府市武田一丁目2番5号

6 従業員 8名（常勤職員5名 非常勤職員1名 派遣職員2名）

#### 7 債務の状況

金融機関債権者	計2名	65億7427万5089円
山梨県		194億6795万3407円
租税債権者	計1名	93万3695円
一般債権者	計10名	30万6389円
リース債権者	計1名	53万6544円
合計	計15名	260億4400万5124円

#### 8 平成28年3月期の収支の状況

経常収益	545,949,906円
経常費用	276,314,809円
当期経常増減額	269,635,097円
経常外収益	0円

経常外費用	13,774,528円
当期一般正味財産増減額	255,860,569円
一般正味財産期末残高	895,029,934円

## 9 財産の状況

資産合計	約52億4700万円
負債合計	約261億2000万円
実態正味財産	△約208億7400万円

## 10 原因

### (1) 設立の経緯

申立人が設立されたのは昭和40年9月であるが、その当時、国は、戦後の経済発展に伴う木材需要の増大に応えるため、「拡大造林政策」を推進していた。

申立人はこうした背景のもとに、森林資源の造成・整備等を行い、県土の緑化保全や農山村経済の振興、住民の福祉の向上等に寄与することを目的として、山梨県（以下「県」という。）の全額出捐により設立された財団法人であり、設立以来、分収林事業（以下「本件事業」という。）を中心に、森林資源の充実、森林の有する公的機能の維持・増進等に大きく貢献してきた。

### (2) 借入金債務の累積

本件事業においては、分収林の販売収益を得るまでの間の森林の造成・整備に要する費用は申立人が負担するものとされており、その必要経費の大半を県、農林漁業金融公庫（現株式会社日本政策金融公庫。以下「公庫」という。）及び甲府信用金庫（以下「信金」という。）からの借入金により調達し、この借入金債務を分収林の販売収益により返済することを予定してきた。そのため、主伐時期が到来するまで、間伐木の販売による収入のほかはまとまった収入が得られず、一定期間、債務が累積することが元々想定されたビジネスモデルであった。

申立人は、国の「拡大造林政策」と、自ら森林の整備をすることができないという土地所有者の事情を背景に、設立された昭和40年度から平成13年度に至るまでに、県内の人工林（国有林・県有林を除く）の約9パーセントに当たる、約8,393ヘクタールの人工林を造成し、その管理・保育を行ってきた（平成28年3月現在、契約解除や契約期間満了により、約7,736ヘクタールを管理・保育している状況にある。）。こうした経営面積の拡大とそれに伴う経営コストの増大により、申立人の借入金債務は年々累積することとなった。

### （3）木材価格の低下等による採算性の悪化

申立人の設立当初は、国産木材価格が上昇傾向にあり、本件事業は十分に採算性を確保でき、分収林の伐採が開始されればその販売収益により借入金債務を完済できるものと見込まれていた。

しかし、国産木材価格は、申立人の設立当初は好調であったものの、長期的な円高傾向による低価格木材の輸入拡大及び国内の木材需要の減少により、昭和55年以降、長期低迷傾向にある（例えば、昭和55年に全国平均76,400円/m<sup>3</sup>であったヒノキ丸太価格が、平成27年には全国平均17,600円/m<sup>3</sup>と2割程度の水準にまで下落している。

他方、森林整備に必要な労働単価が申立人設立当初より大きく上昇する（設立時の昭和40年度では1,000円/日であったが、平成27年度には18,900円/日と約19倍に上昇している。）など、本件事業の経営コストは増大している状況にある。

以上のように、木材価格は大幅に下落する一方で経営コストは増大したため、本件事業の採算性は著しく悪化することになった。こうした状況を受けて、申立人は、平成9年度に「経営改善計画」を、平成14年度には「事業運営合理化計画」を策定し、本件事業の新規募集の中止、事業費の縮減、低利資金への借り換え等に取り組みとともに、平成17年度以降は、収益を見込めない森林の持分譲渡、受託事業の実施、事務処理の効率化、人件費の圧縮等を進めるなど、20年近くにわたり経

営健全化に向けた対策を講じてきた。

しかし、①本件事業を継続していくためには追加の資金調達が必要であるため、今後も借入金債務は増大し続けること、②木材価格の長期低迷のなか、分収林の販売収益は事業開始当初予定した額を大幅に下回る見込みであることから、本件事業の採算性の回復は極めて困難な状況にある。

#### (4) 分収林の資産価値の低下

以上の状況の下、申立人の主要な資産である分収林の資産評価額（現在価値）が帳簿価格を下回る可能性が生じた。帳簿価格は、森林整備事業に要した費用から森林整備事業に係る収入を控除し算定する一方で、現在価値としての資産評価額は「損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額の算定に関する基準」（総務省）に基づき、現在の木材価格を基に算出された将来の造林木の販売収入に補助金収入を加えた額や今後の必要経費を現在価値に割り戻す方法により評価するものであり、木材価格の低下及び必要経費の増大による採算性悪化の影響を大きく受けるためである。こうした分収林の資産価値の低下により、申立人は債務超過に陥る見通しとなった。

なお、こうした状況を受けて、県は、平成23年12月に、森林整備の方向性や分収割合の見直しを行った上で平成29年3月を目途に申立人を廃止し、分収林の管理を県に移管することを内容とした「財団法人山梨県林業公社改革プラン」を策定し、申立人も、平成24年3月に「財団法人山梨県林業公社改革推進計画」を策定した。そして、申立人は、同年4月から県と連携し、分収割合の変更や主伐時期の変更等を内容とする変更契約の締結を土地所有者との間で進める等、同改革プランや同推進計画に基づく取組を今日まで続けている。

#### (5) 実質債務超過

その後、申立人が平成28年6月に分収林の資産価値を上記「損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額の算定に関する基準」（総務省）に基づく手法により評価し直したところ、その評価額は約47億円となり、申立人が大幅な債務超過状態にあることが判明した。

## (6) 第三セクター等改革推進債の活用

申立人の公庫及び信金に対する借入金債務については、県が損失補償契約を締結しており、県はこれに第三セクター等改革推進債を活用する方針としている。そして、改革推進債の活用にあたっては、債務処理の公平性・透明性を確保する見地から法的な債務処理手続等を行うことが要件とされており、かつ平成28年度までに法的な債務処理手続等を行う必要がある。

## (7) 結語

以上から、申立人は、本日、民事再生手続開始の申立てを行うに至った。

### 1.1 再生方法

本件事業は、昭和40年度以降約8,000ヘクタールの森林整備を通じて森林資源の充実に寄与するとともに、水源のかん養、山地災害防止、地球環境保全などの公益的機能を発揮しており、その評価額が年間約217億円（平成28年4月現在）と試算されるなど、極めて大きな公共性を有する重要な事業であることから、事業の廃止は避けなければならない。

そこで、申立人は、分収林を含む事業用資産を適正な評価額により県に対する借入金債務の代物弁済に充て、県の下で、分収林の公益的機能をより発揮させる観点からの事業再生を目指す予定である。

### 1.2 再生計画の概要

申立時における現金約4億4000万円と、森林資産を含む本件事業の事業用資産（評価額：約47億円）を弁済原資とし、公庫及び信金に対しては現金による弁済を、県に対しては本件事業の事業用資産による代物弁済を予定している。

### 13 スケジュール

年	時 期	予 定
平成 28 年	7 月 15 日	民事再生手続申立、監督委員選任 債権者・地権者等への通知 記者会見
	7 月 22 日ころ	民事再生手続開始決定
	8 月 22 日ころ	再生債権届出期限
	10 月中旬ころ	再生計画案提出
	10 月下旬ころ	監督委員意見書提出、債権者集会招集決定
	12 月中～下旬 ころ	債権者集会・再生計画認可決定
平成 29 年	1 月中～下旬 ころ	再生計画案認可決定確定（決定から約 2 週間で官報公告、 その後 2 週間経過で確定）
	1 月中～下旬 以降	再生計画案に基づく弁済実行（公庫・信金への弁済、県へ の代物弁済）
	3 月末	県への分収林事業の移管、公社解散

以上